

会 議 録

審議会等の名称	令和5年第16回教育委員会(定例会)
開催日時	令和5年11月22日(水)14:00～
開催場所	山口市役所別館1階第1会議室
公開・部分公開の区分	部分公開
出席者	藤本教育長、山本委員、横山委員、佐々木委員、佐藤委員、角川委員、鮎川委員
欠席者	
事務局	宮崎教育部長、上野教育部次長、石川教育総務課長、平井教育施設管理課長、右田学校教育課長、内田社会教育課長、渡辺文化財保護課長、大井中央図書館長、柳教育総務課主幹、戸嶋教育総務課副主幹
付議案件	議 案 (1)令和6年度山口市立小・中学校教職員人事異動内申の方針について (2)山口市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について (3)山口市指定文化財の追加指定の諮問について (4)議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について 報 告 (1)令和5年12月定例市議会への報告事項について
	<p>藤本教育長 ただいまから、令和5年第16回教育委員会(定例会)を開会いたします。会議録の署名につきましては、佐々木委員さんと角川委員さんをお願いしたいと思います。</p> <p> 本日は、議案4件、報告事項1件となっております。</p> <p> まず、この議案の公開・非公開を確認いたします。</p> <p> 議案第4号及び報告第1号につきましては議会に上程する案件のものでございますことから、非公開にしたいと思いますよろしいでしょうか。</p> <p> 非公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p> (全員挙手)</p> <p> それでは、議案第4号及び報告第1号につきましては「山口市教育委員会会議規則第9条第1項及び第2項」に基づき、秘密会により審議いたします。</p> <p> それでは、議案第1号の「令和6年度山口市立小・中学校教職員人事異動内申の方針」について事務局から説明をお願いします。</p> <p> 右田学校教育課長。</p> <p>右田学校教育課長 それでは、議案第1号「令和6年度山口市立小・中学校教職員人事異動内申の方針」についてで、ございます。</p> <p> 議案集①の1ページと2ページをご覧ください。</p> <p> このたび、県教育委員会から令和6年度の人事異動方針が示されました</p>

	<p>ことを受けまして、山口市におきまして、本市の施策や地域の実情を踏まえた組織力の強化のために、人事異動内申の方針を案として挙げております。</p> <p>ご覧いただきまして、ご承認いただけましたら、各学校に本市の内申として配付したいと考えております。</p> <p>人事の活性化を図るために、同一校勤務7年、新規採用から3年を越える者は原則異動ということや、山口市での勤務が相当に長い者につきましては、可能な限り他の市町への異動を働きかけることなども含めまして、人事の活性化を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>以上で、議案第1号の説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
藤本教育長	<p>議案第1号について、意見や質問等はございませんか。</p> <p>意見や質問等ないようでしたら、議案第1号について承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号の「山口市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>石川教育総務課長。</p>
石川教育総務課長	<p>議案資料①の3ページをお開きください。</p> <p>議案第2号山口市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則でございます。</p> <p>説明は、議案参考資料②の1ページ、新旧対照表でさせていただきます。</p> <p>改正の概要は、奨学金の申請が大学などに入学する前にできるよう募集期間を前倒しするものでございます。</p> <p>本市の奨学金制度におきましては、毎年、大学などに入学後の学生を対象に「6月末」を応募の期限として、7名程度の募集を行ってきたところでございますが、近年では、2～3名程度と募集人数に達しない場合が多くなっています。</p> <p>こうした中で、本制度をより利用しやすいものとするため、規則の第4条にございます「貸与申請期日」について所要の改正をいたすものでございます。</p> <p>この「市長が定める日」は、具体的には高校生であれば大学などへの入学前を応募の期限として運用するものでございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>議案第2号について、意見や質問等はございませんか。</p>
佐藤委員	<p>規則改正後に在学を証明する書類の取扱いはどうなりますか。</p> <p>高校生ならば高校生時点のものになるということでしょうか。</p>

	<p>受験生の中の数人は高校に通っていない人も出てくると思いますが、どうでしょうか。</p>
石川教育総務課長	<p>決定後に山口市奨学金貸与条例第3条に定める「貸与の資格がある者」かを確認するため、大学などに入学後、在学を確認できる書類を提出していただくことを想定しております。</p> <p>当然、進学後の進路の確認は事務上行っていくこととなりますが、いずれにしても、事務局といたしましては申請者の負担が極力少なくなるよう努めてまいります。</p>
角川委員	<p>この改正の趣旨は、入学する前にお金が必要となることを考慮したものと考えても良いでしょうか。</p>
石川教育総務課長	<p>そうしたことを踏まえての改正であると考えていただいて構いません。</p> <p>今回の改正による運用では、最短で4月に受給が可能となりまして、現在よりも早く奨学金を受け取ることが可能となります。</p>
藤本教育長	<p>他に意見や質問等ないようでしたら、議案第2号について承認される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号の「山口市指定文化財の追加指定の諮問」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>渡辺文化財保護課長。</p>
渡辺文化財保護課長	<p>それでは、議案第3号「山口市指定文化財の追加指定」について、ご説明申し上げます。</p> <p>名称及び員数は史跡周防鑄銭司跡出土品、銭貨10枚、種別は有形文化財考古資料、所在場所は文化財保護課で保管しておりますので山口市春日町5番1号、所有者につきましては山口市亀山町2番1号、山口市です。</p> <p>この追加指定に関しましては、前回10月の教育委員会定例会におきまして、山口市文化財審議会への諮問を承認いただきました。</p> <p>これを受けまして11月14日に開催いたしました山口市文化財審議会で審議された結果、山口市指定文化財に追加指定するにふさわしい旨の答申がございました。</p> <p>よって、「史跡周防鑄銭司跡出土品」を山口市指定文化財に追加指定することについて、本定例会にお諮りするものでございます。</p> <p>なお、追加指定の概要について、平成14年にすでに19点が指定されておりますことから、今回の銭貨10枚は追加指定となります。</p> <p>追加指定のご承認をいただきましたら、来年度に鑄銭司郷土館にて展示を行う予定としております。</p> <p>説明につきましては以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

	<p>藤本教育長 議案第3号について、意見や質問等はありませんか。 意見や質問等ないようでしたら他に意見や質問等ないようでしたら、議案第3号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p> <p>それでは、原案のとおり承認いたします。 これより秘密会といたしますので、傍聴者はご退出願います。 続きまして、議案第4号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出、山口市立学校設置条例の一部を改正する条例」について事務局から説明をお願いします。 右田学校教育課長。</p>
<p>右田学校教育課長</p>	<p>それでは、議案第4号、議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出、山口市立学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。 議案集①の6ページと7ページをご覧ください。 山口市立学校設置条例の一部を改正する条例でございまして、これは、串小学校及び柚野木小学校の廃止に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。 併せまして、議案参考資料②の6ページをご覧ください。 これは、本件に関する新旧対照表でございまして、表の中のアンダーラインの部分の削るものでございます。 以上で、議案第4号の説明を終わります。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>議案第3号について、意見や質問等はありませんか。</p>
<p>横山委員</p>	<p>休校と閉校の違いは何でしょうか。 また、このたびの決定は山口市の将来人口推計を踏まえての決定と考えて良いのですか。</p>
<p>石川教育総務課長</p>	<p>休校とは一時的に学校と休止するものであり、閉校とは学校の運用を廃止するものであります。 地域の方々との協議においては、子どもが1人、2人となると、集団での学びといったことを地域に説明してまいりました。 また、このたびの閉校につきましては、お尋ねのつとおり、串、柚野木の両地域の将来推計を確認し、今後数年間入学する児童がほとんどいない状況にあることをとらえてございます。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>そのほか、意見や質問等はありませんか。 他に意見や質問等ないようでしたら、議案第4号について承認される方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)</p> <p>それでは、原案のとおり承認いたします。 続きまして、報告第1号の「令和5年12月定例市議会への報告事項(損害</p>

	<p>賠償の額を定めることに関する専決処分)」について事務局から説明をお願いします。</p> <p>石川教育総務課長。</p>
石川教育総務課長	<p>報告第1号「損害賠償の額を定めることに関する専決処分)」についてご説明いたします。</p> <p>当日配布資料Aをご覧ください。</p> <p>これは、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございまして、</p> <p>このたび、教育委員会の関連としてご報告しますのは、2ページから3ページの「その1」と「その3」の2件でございます。</p> <p>まず、「その1」についてご説明いたします。</p> <p>専決処分の内容でございますが、令和5年6月19日午後5時10分頃、山口市嘉川4375番地9、有限会社嘉川タクシー敷地内において発生した、山口市立川西中学校野球部活動中の打球による損害事故に対するものでございます。</p> <p>これは、防球ネットに向けて、防球ネットのそばでバッティング練習を行うところを、防球ネットから離れた位置でボールを打ってしまい、打球が防球ネットを越えて隣接する敷地の車両の車体に当たったものでございます。</p> <p>このことにつきまして、記載しております損害賠償額を支払うことで損害賠償の相手方 有限会社嘉川タクシー との示談が整い、令和5年9月5日に専決処分を行いましたので、市議会に報告するものでございます。</p> <p>続きまして、「その3」についてご説明いたします。</p> <p>専決処分の内容でございますが、令和5年8月1日午前9時30分頃、山口市白石一丁目10番1号、山口市立白石小学校敷地内において発生した、草刈り作業による損害事故に対するものでございます。</p> <p>これは、草刈り機による作業中に石を飛ばしてしまい、10メートルほど離れた場所に駐車中であった車両のリアガラスを破損させたものでございます。</p> <p>このことにつきまして、記載しております損害賠償額を支払うことで損害賠償の相手方「山口市個人」との示談が整い、令和5年9月22日に専決処分を行いましたので、市議会に報告するものでございます。</p> <p>以上で、報告第1号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	報告第1号について、意見や質問等はございませんか。
佐々木委員	「その3」に関しては、草刈り機が原因となるものなのでしょうか。
石川教育総務課長	草刈り機の刃が回転する際に石のようなものに接触し跳んでいき、それが車両に当たったことで、車のガラスを破損させたものでございます。
佐藤委員	「その1」に関して、野球部のボールとのことですが、今回は車だからまだ良かったものの、人に当たったりしたら大変なことになるのではないでしょう

	<p>か。</p> <p>もっと防球ネットを高くするといった対応が必要なのではないでしょうか。</p>
	<p>石川教育総務課長</p> <p>ネットの高さは十分と考えております。</p> <p>このたびの事案は、もっとネットに近寄って練習しておれば、越えることはないものでした。</p> <p>このたびの事案を受けまして、部活動の指導方法について、校長会を通じて再度の徹底をお願いしたところです。</p>
	<p>藤本教育長</p> <p>その他、よろしかったでしょうか。</p> <p>それでは以上で本日の付議案件について終了いたします。</p> <p>次回の定例会は、こちらの第1会議室で、12月22日(金)午後1時30分からの予定です。よろしくお願いいたします。</p> <p>通常よりも30分早い開始となりますが、ご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、令和5年第16回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>
署名	<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>令和5年 月 日</p> <p style="text-align: right;">教育長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">会議録調製 _____</p>